

警戒レベル第4段階の具体的実施内容
(沖縄県対処方針)

Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

(令和3年5月21日更新)

項 目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立学校においては、学習の機会を保障する観点から、感染拡大防止対策を徹底しながら、教育活動を継続する。ただし、学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等)を延期、縮小する。 ○ 通学時の密を避けるため、各学校の実態を踏まえ、時差登校を検討する ○ 幼児児童生徒に対し、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合には登校しないよう指導する。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う ○ 部活動については、原則休止とする。ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、平日90分以内(早朝練習なし)、土日休日2時間以内の活動とし、必要最小限の人数で行う。
(2) 市町村立学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。 ○ 学級閉鎖等が生じた場合の「学びの保障」については、学び残しが生じないように、オンライン等を含む学習支援を行う。
2. 県内大学	
(1) 県内大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避していただく。 ○ 休業要請・営業時間短縮要請に応じていない飲食店等への出入りや、大人数での行動・バーベキューや友人宅等での飲酒を自粛するよう学生に徹底していただく。
(2) 県立看護大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学部授業は、1・2年次は、感染防止策を徹底した上で対面授業とし、クラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。 ○ 3年次は、遠隔授業とするが、週1日は登校する。 ○ 4年次は、月・水の地域保健看護演習、金曜日は感染対策を徹底し、対面授業とする。それ以外は遠隔授業とする。ただし、助産関連科目履修者、別科助産専攻学生は感染防止対策を徹底し、対面授業とする。 ○ 大学院生の研究指導は、指導教員と調整をしながら実施する。 ○ 図書館は、学生に利用については、授業のために登校する学生のための利用とする。学外者の利用については、館内閲覧のサービスは引き続き中止とし、事前予約貸出のみとする。 ○ 部活動や課外活動における感染防止対策の徹底する。 ○ 体育館を利用しての活動は当面禁止する。 ○ 懇親会や飲み会などについて、学生等への注意喚起を行う。 ○ 県外、離島への不要不急の移動(帰省を含む)は自粛する。やむなく移動する場合は事前に届け出をする。
(3) 県立芸術大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。

(4)県立農業大学校	<p>○ 学校教育活動については、感染防止対策を徹底するとともに、原則として以下の対応を予定</p> <ul style="list-style-type: none"> a 講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施し、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室を活用した授業の実施により密を回避する。 b 実習については、分散形式で実施する。 <p>○ 課外活動、学生寮における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。</p>
3. 高専、私立学校等	
(1)私立幼稚園等	<p>○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</p> <p>○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育の提供を依頼する。</p> <p>○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。</p> <p>○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。</p>
(2)私立小中高	<p>○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</p>
(3)専修学校・各種学校	<p>○ 原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。</p> <p>○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</p> <p>○ 懇親会や飲み会などについて、県民への要請を踏まえ学生等への注意喚起を要請する。</p>
(4)職業能力開発校	<p>○ 職業能力開発校においては、学科はオンライン訓練やレポート形式で実施し、困難な場合は、感染防止対策を徹底した上で、訓練時限数を短縮して実施する。また、実習については、感染防止対策を徹底した上で、訓練時限数を短縮して実施し、可能な場合はオンライン訓練も実施する。</p> <p>○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても原則同様とする。</p> <p>○ 訓練生等に対し、懇親会や飲み会、不要不急の外出自粛を要請する。</p>
(5)消防学校	<p>○ 消防学校においては、感染防止対策を徹底した上で、教育訓練を実施する。</p> <p>○ 教育訓練、寮生活における感染防止対策の徹底と、懇親会などについて、学生等への注意喚起を行う。</p> <p>○ 体調不良等の学生について、リモート授業等を実施し、卒業に必要な履修時間を確保する。</p> <p>○ 外泊時においても感染防止を徹底し、不要不急の外出を控えるよう指導する。</p>
4. 社会福祉施設	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<p>○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。</p> <p>○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請する。</p>

②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
③通所・短期入所事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請する。 ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
④訪問サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請する。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請する。
⑥面会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、中止を要請。
(2)保育所・放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症対策や園児・職員の健康管理を徹底したうえで、通常どおりの保育の提供を要請する。 ○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底の継続を依頼する。 ○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛の継続を依頼する。 ○ 地域で感染が拡大した場合には、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の登園自粛又は臨時休園を検討することを依頼する。
5. その他の公共施設	
(1)社会教育施設	
①県立図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする ○ 電子書籍の閲覧、来館を伴わない資料の照会・複写、障がい者等への資料郵送サービス等は継続し、休館期間中は、図書資料宅配サービス(利用者費用負担)を実施する
②青少年の家	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、施設の利用を停止する。
③埋蔵文化財センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休所とする。
④地域環境センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、原則休館とする。 ○ 出前講座を停止(ただし、オンラインによる講座は実施)
⑤博物館・美術館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。 ○ 県及び指定管理者の常設展・企画展等は中止する。
⑥沖縄空手会館	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。

⑦沖縄県平和祈念資料館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休業とする。
⑧公文書館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○ 来館を伴わない所蔵資料に関する問合せ、郵送等による複写申請の受付及び資料提供サービス等は継続する。
(2)国営・県営公園	
①県立県民の森	○ 5月23日(日)から当面の間キャンプ場等の有料施設利用や備品貸出を中止するとともに、建物施設を閉鎖する。
②奥武山総合運動場	○ 5月23日(日)から当面の間、施設の利用を停止する。 ○ 既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○ 但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○ 緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
③美ら海水族館	○ 5月23日(日)から当面の間、美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域を閉鎖する。
④首里城公園	○ 5月23日(日)から当面の間、首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場を閉鎖する。
⑤県営8公園施設	○5月23日(日)から当面の間、陸上競技場、プール等、条例で定められている有料施設については原則閉鎖とする。 ○ただし、既に予約が入っており中止等ができない場合、全国的なイベントまたは大規模イベントについては、延期または中止を要請することとし、上限1,000人以下かつ収容率50%以下のイベントにおいては、無観客・オンライン配信・規模縮小・分散開催を要請する。
⑥市町村営公園	○ 県の対応について参考送付し、県公園と同様の対応を要請する。
⑦平和創造の森公園	○5月23日(日)から当面の間、有料施設利用や備品貸出を中止する。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
②万国津梁館	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休館とする。 ○既に予約している利用者については、利用の延期又は中止を要請する。 ○但し、中止等ができない場合は、感染防止対策を徹底した上で、午後8時までの利用とする。 ○緊急事態宣言措置期間の利用分について新規予約受付を停止する。
③沖縄県総合福祉センター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休業とする。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 5月23日(日)から当面の間、臨時休業とする。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。